

2017年01月号

中国での工会費(労働組合積立費)の使用用途について

担当: 平出・高

まもなく中国の春節を迎えます。中国では春節や中秋節などの節句に、会社から社員に“年貨”(祝日礼品)をあげる風習があります。この「年貨」のほか、会社の食事会、社内旅行などの社員福利類の支出について、仮にこれらの行事を「工会(労働組合)主催」とした場合に、会社が規定に従って工会に拠出して工会が積み立てた工会費(組合経費)を使用することができるのでしょうか。また規定に適合する福利支出に工会費を使用にあたってどのような基準や注意事項があるのでしょうか。

■ 工会費の用途に関する規定

全国総労働組合《基層組合経費収支管理の強化に関する通知》には、工会費の用途は1. 会員に教育(技能教育&技能競技など)・文体活動(文化娯楽・体育など活動)・宣伝活動を行う支出、2. 社員権益維持に関する支出(労働紛争調停など)、3. 工会の幹部育成・仕組強化・日常工会仕事の展開に関する支出、4. 工会の建設工事・設備工具購入・大型修繕・交通工具の購入・HPの構築など資本性支出、5. 工会が管轄する社員の文化、体育、教育、生活などに服務する独立決算の事業単位に配る補助、及び非独立決算事業単位のため負担する各種支出 6. 工会で展開する社員福利性活動の支出、など用途に使うことができる。

今回は、上記通知の規定する使用用途のうち、「社員福利性活動の支出」について工会費を使用することの可否と実務上の留意点を解説いたします。

■ 「工会で展開する社員福利性活動の支出」の具体的な範囲

6. 工会で展開する社員福利性活動の支出について、同通知では『工会費を使用することができる社員福利性活動の支出とは、主に工会が主体となって工会員全体に支給する少量(少額)の祝日礼品、工会員個人又はその家庭が困難ある時の補助、及び工会員本人の誕生日の祝いのための品の取得などに使用する場合の支出をいう』と明確に定めています。

■ 工会費を充てることのできる社員福利性活動の要件

・「工会が主催」したものであること

会社主催ではなく「工会」主催であることを明確にできる書類を作成して保管しておくことが必要です。

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

・対象となる“祝日”の定義

全国総工会の解釈によれば「祝日」とは、国家の定めた元旦・春節・清明節・端午節・中秋節・国慶節を含む法定祝日をいい、法定祝日以外でも婦人節、子供節などの中国の伝統節句についても対象に含むとしています。

・「少量（少額）の祝日礼品」の考え方

祝日礼品は、社会通念上一般的な伝統節供における礼品又は生活用品に限ります。ショッピングカードや現金券は工会費を使って支給することは認められていません。また、工会員全員を対象とすることが必要です。

・「誕生日」祝い品の取り扱い

工会費を使って、社員に誕生日ケーキの実物又は同等価額のケーキ現金券を支給することはできますが、現金での支給は認められていません。また、工会経費としての計上証憑として、実名領収記録（本人から受領した旨の署名等）を保存する必要があります。

・忘年会など行事・食事会の取り扱い

上記の《[基層組合経費収支管理の強化に関する通知](#)》の「[6. 工会で展開する社員福利性活動の支出](#)」では社員祝日福利の支出の形式は実物供与に限定されていますので、工会主催の忘年会などの工会行事については「1. 会員に教育(技能教育&技能競技など)・文体活動(文化娯楽・体育など活動)・宣伝活動を行う支出」に該当するかどうかの解釈になります。

当該規定の『文体活動』とは、社員の業余文化活動(美術・書道・撮影など)、体育活動、文芸会などと規定されています。工会費はこれらの活動に伴う工会幹部・会員のための弁当又は弁当代などを提供することができますが、会社社員全体の食事会に使えないと解釈されるようです。

・社内旅行の取り扱い

工会が主催して社内旅行を行うケースがありますが、これもその旅行が「1. 会員に教育(技能教育&技能競技など)・文体活動(文化娯楽・体育など活動)・宣伝活動を行う支出」に該当するかの判断が必要ですが、工会主催の文化活動としての社内旅行の要件は「1) 会社所在市、2) 日帰り」である必要がありますので、これらの要件を満たさない場合は、工会主催での活動としてはそもそも認められないことになります。

またこれらの要件を満たす「遠足」であっても、基本は先に工会員から徴集した会費を使って、不足分のみを工会費から充当するという規定になっています。

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

■ 工会費の使用用途と金額標準

工会費で処理できる各福利性費用については、各省・直轄市級レベルの工会が所在地区の实际情况に基づき金額標準等を定めています。北京、天津、上海での各福利性支出の制限条件及び金額標準は下記通りです。

項目	制限形式	上限標準（条件標準）			注意事項
		北京	天津	上海	
使用可能	祝日礼品 ※現金券とショッピングカードは使用不可	①年間支出総額 ≤ 当年 組合経費予算支出の30% ; ②一人平均： 上限規定なし	①年間支出総額 ≤ 当年 全部経費収入の50% ; ②且つ、一人平均 ≤ 1000元（年間）	①年間支出総額 ≤ 当年 上級工会から還付した工会費収入の50% ; ②且つ、一人平均： 上限規定なし	①祝日礼品は、社会通念上一般的な伝統節供における礼品又は生活必需品に限る； ②対象：全体会員
	社員誕生日 実物&等値ケーキ現金券限定 ※現金不可	一人 ≤ 200元	一人 ≤ 300元	一人 ≤ 250元	実物又は等値ケーキ券は必ず実名領収を行い、記録を保留しなければならない。
	映画鑑賞 実物&等値映画券限定 ※現金不可	上限規定なし			①会員会費を優先的に使用し、不足分は工会費より充当することができる。 ②映画券の場合、必ず実名領収を行い、記録を保留しなければならない。
	社内旅行 ※現金不可	①所在都市 ②日帰り ※金額制限がなし	①所在都市 ②日帰り ※金額制限がなし	①日帰り ※場所制限がなし ※金額制限がなし	会員会費を優先的に使用し、不足分は工会費より充当することができる。
	困窮会員に対する援助 現金&実物	上限規定なし			---
使用不可	会社食事会（忘年会など） 使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	---
	優秀社員に対する表彰 使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	工会幹事など、工会活動に表現が優れる社員を表彰することしか使えない。

このように見てみると、工会費として工会が積み立てた金額を工会が定めた制度に従って従業員

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

の福利目的に使用するにあたってはいろいろと制約があり、せっかく積み立ててもうまく活用できずに残高が毎年膨らんでいくような気がします……

支出標準が明確でない費用支出は、会社所在区の工会組織に確認するという方法もありますが、実際の現場ではこれらの規定の範囲を超えて工会費を活用されているケースが多いというのも実情かと思えます。

その場合には個人所得税の観点からは現物付与について課税とされる可能性がありますのでご注意ください。

以上。